

公益財団法人ときわ会 常磐病院 面会規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人ときわ会常磐病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の精神的安定、治療意欲および身体機能の向上を図るとともに、患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 入院中の患者と家族等との面会は、患者の療養生活の向上において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会時間)

第 3 条 面会時間は、原則として次の時間帯とする。

毎日 14 時 00 分から 18 時 00 分まで

(面会人数および回数)

第 4 条 面会人数および回数は、次のとおりとする。

- (1) 面会回数 1 患者につき 1 日 1 回
- (2) 面会時間 1 回 15 分以内
- (3) 面会人数 家族カード 1 枚につき 2 名までとし、1 回の面会につき 2 名まで

(面会制限)

第 5 条 次のいずれかに該当する場合は、面会を制限することができる。

- (1) 発熱、咳、咽頭痛、下痢等の症状がある場合
- (2) 感染症に罹患している場合
- (3) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (4) 15 歳以下の者
- (5) その他、病院職員が面会を制限する必要があると判断した場合

(面会場所)

第 6 条 面会場所は、原則として各病室とする。

(面会手順)

第 7 条 面会は、次の手順により行うものとする。

- (1) 正面玄関または夜間救急入口において、面会者チェック表を提出する。
- (2) 病院職員は、面会者チェック表により体調に問題がないことを確認した後、面会許可証を交付する。
- (3) 面会者は、面会許可証を首から下げ、各病室において面会する。

（面会時の感染対策）

第 8 条 面会者は、次に掲げる感染対策を遵守するものとする。

- （1）面会前後に手指衛生を実施すること。
- （2）不織布マスクを着用すること。

（面会中の禁止事項）

第 9 条 面会中は、次に掲げる行為を禁止する。

- （1）病室内での飲食および飲酒
- （2）患者、職員等の迷惑となる行為
- （3）無断での病室移動または他の患者の病室への立ち入り
- （4）無断での写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿
- （5）医療機器への接触または操作
- （6）病院職員の指示に従わない行為
- （7）植物の持ち込み

（面会の制限）

第 10 条 次のいずれかに該当する場合は、面会を制限することがある。

- （1）医師が患者の病状等により、医療上、面会が適当でないと判断した場合
- （2）院内または地域において感染症の流行が認められ、病院が面会制限を必要と判断した場合

（面会の特例）

第 11 条 次のいずれかに該当する場合は、時間外面会を認めることがある。

- （1）病状説明を行う場合
- （2）医師が必要と判断した場合

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。